

## 岡崎市パブリックコメント手続要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関する基本的事項を定めることにより、市の意思決定過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民の市政への参画を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な政策等の策定に当たり、当該策定しようとする政策等の案を事前に公表して広く意見を求め、提出された意見の概要及び提出された意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者の権限を行う市長及び消防長をいう。

### (対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる市の基本的な政策等の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等市の基本的な政策を定める計画又は個別行政分野において広く市民生活に影響を与える施策の基本的事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市の基本的な制度や方針を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）の制定又は改廃
- (4) 市民の公共の用に供する重要な施設に係る基本計画の策定又は変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、制定又は改廃しようとする制度等の趣旨、市民等への影響を勘案して、パブリックコメント手続を実施することが適当であると実施機関が判断したもの

### (対象の適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続の対象としないことができる。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 前条各号に掲げる政策等の策定に当たり、法令等によりこの手続に類似した意見聴取の手続が定められているもの
- (3) 政策等の策定に当たり、実施機関の裁量の余地がないと認められるもの
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会提出するもの

(政策等の案の公表)

第5条 実施機関は、第3条各号に掲げるもの(以下「政策等」という。)を策定しようとするときは、当該政策等の策定の意思決定を行う前の適切な時期に政策等の案を公表するものとする。

2 前項の規定により、政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等の案についての実施機関の考え方及び論点
- (3) 前2号に掲げるもののほか、政策等の案を理解するために必要な関連資料

(政策等の案の公表方法)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 市政情報コーナー及び実施機関の担当部署での閲覧
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

2 実施機関は、前項の規定により公表を行おうとするときは、市広報紙等によって広く市民に周知するものとする。

3 第1項の規定により公表する場合は、意見の提出先、提出方法、提出期限その他意見の提出に必要な事項を明記するものとする。

4 第1項の規定により公表する期間は、公表を開始した日の属する年度の翌年度から起算して3年度の間とする。

(意見の提出)

第7条 何人も、この要綱の定めるところにより、公表された政策等の案に対する意見を提出することができる。

2 実施機関は、意見を提出するために必要と判断される期間等を勘案し、公表した日から原則として30日以上期間を設けて、政策等の案についての意見を受け付けるものとする。

3 実施機関は、市公式 SNS (LINE、Twitter、Facebook) で意見募集の呼びかけを行うものとする。

4 実施機関は、政策等の案の内容に関連の深い関係者及び関係団体等へ意見募集の呼びかけを行うよう努めるものとする。

(意見の提出方法)

第8条 意見の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面提出
- (2) 郵便
- (3) 電子メール
- (4) ファクシミリ

- (5) 前各号に規定するもののほか、実施機関が適当と認める方法
- 2 意見を提出しようとするものは、住所、氏名（法人その他の団体にあつては所在地、名称及び代表者氏名）及び連絡先を明記しなければならない。

（提出された意見の取扱い）

第9条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を十分考慮して、政策等の策定の意味決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及び提出された意見に対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。ただし、岡崎市情報公開条例（平成11年岡崎市条例第31号）第7条に規定する非公開情報に該当するものは除くものとする。

- 3 前項の規定による公表については、第6条第1項の規定を準用する。

（一覧表の作成）

第10条 市長は、パブリックコメント手続に関する案件について次に掲げる事項を明記した一覧表を作成し、市のホームページに掲載するとともに、市政情報コーナーにおいて閲覧できるようにするものとする。

- (1) 意見募集を行っている政策等の案件名及び意見募集期間
- (2) 意見募集が終了した政策等の案件名及び意見募集期間
- (3) 意見募集を予定している政策等の案件名及び意見募集予定時期

（実施責任者）

第11条 実施機関は、パブリックコメント手続の適正な実施を確保するため、パブリックコメント手続実施責任者を置くものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に策定過程にある政策等については、この要綱の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。